

第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業 実施方針

令和7年12月
日吉津村

目次

第1 事業の選定に関する事項	2
1 事業名称	2
2 公共施設の種類等	2
3 公共施設の管理者の名称	2
4 事業目的	2
5 事業の範囲	2
6 事業手法	2
7 事業者の業務範囲	2
8 事業期間	3
9 事業スケジュール（予定）	3
10 事業者の収入	3
11 事業期間終了時の措置	3
12 事業に必要とされる根拠法令等	3
13 実施方針に関する説明会等	3
14 実施方針の変更	4
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定の方法	5
2 募集及び選定のスケジュール	5
3 応募者の参加要件	6
4 応募者の資格要件	6
5 応募者の制限	6
6 参加資格基準日	7
7 提案審査及び選定に関する事項	7
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1 責任分担の考え方	9
2 予想されるリスクと責任分担	9
3 業務の分担	11
4 提供されるべきサービス水準	12
5 事業の実施状況の監視	12
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1 本施設の立地条件	13
2 日吉津村海浜運動公園の現況と整備範囲	14
3 土地の取得等に関する事項	16
4 本施設の概要	16
第5 事業計画又は協定解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
1 係争事由に係る基本的な考え方	18
2 管轄裁判所の指定	18

第 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	19
1 事業の継続に関する基本的な考え方.....	19
2 事業の継続が困難になった場合の措置.....	19
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	20
2 財政上の支援に関する事項.....	20
3 その他の支援に関する事項.....	20
第 8 その他特定事業の実施に必要な事項.....	21
1 応募提案に伴う費用.....	21
2 資料の配布.....	21
3 情報公開及び情報提供.....	21
4 連絡先.....	21
第 9 用語等.....	22

日吉津村（以下、「村」という。）は、第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の経営能力及び技術力の活用により実施することを予定している。

本実施方針は、本事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）として定めるものである。

なお、実施方針に対する意見を踏まえ、村は令和8年1月を目途に募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書、契約書案等（以下、「募集要項等」という。）を公表する予定である。

第1 事業の選定に関する事項

1 事業名称

第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業

2 公共施設の種類等

公園・観光振興施設

3 公共施設の管理者の名称

日吉津村長

4 事業目的

鳥取県西伯郡日吉津村は、日本海に面した豊かな自然環境と村民の結束を誇る地域である。海岸部に見られる自然緑地は、村の木である黒松の松林や日野川河口部に広がる農地が分布していることから、視覚的に豊富な「緑」となっており、これらの自然環境は、後世に伝える貴重な村の資産として位置づけられている。国道431号への大規模商業施設の進出が続き、「田舎の都会」というイメージが強くなっている日吉津村において、海岸部の緑地帯に位置する自然と調和した公共空間である「海浜運動公園」は、緑の溢れる村民の憩いの場であり続けると同時に、時代とともに利用者が減った低利用施設を見直し、新たな来訪者を呼び込むことで地域の賑わいを創出する役割が求められている。

また、令和5年3月に「日吉津村海浜エリア活性化計画」を策定した際に行なった村民意見募集では、子育て世代から『遊具のある広い公園が欲しい』、『近くで自由に遊べる公園が欲しい』という声が多く寄せられた。また、天候に関わらず安全に子どもたちが遊ぶことができるスペースの需要も高まっている。

海浜運動公園の中でも芝生広場については、鳥取うみなみロード（とっとり横断サイクリングロード）になっている村道温泉線沿いにありながら、その利用方法はグラウンドゴルフや年数回のマルシェなど限定的であり、エリアの持つポテンシャルを十分に活かしているとは言い難い状況にある。そこで、芝生広場において「子どもたちが自由に遊べる場」、「人が集まり、繋がる空間」、「賑わいを創出する環境」を備えた子育て交流拠点施設を整備することで、これから的人口減少の時代においても、人を惹きつけ、村の活力を生み出すエリアとして村の宝であり続けることを目指す。

5 事業の範囲

事業地において、日吉津村海浜運動公園芝生広場（以下「本施設」という。）の整備を行う。

6 事業手法

本事業は、事業者が第2期日吉津村海浜運動公園再整備の設計、建設及び工事監理を行うDB（Design Build）方式により実施する。

7 事業者の業務範囲

事業者が実施する業務の範囲は、「5 事業の範囲」に示す施設の整備に加え、次を含むものとする。詳細は募集要項等で示すものとする。

① 本施設の設計業務

本施設の整備に当たって、事業者は提案に基づき、必要となる測量及び土質調査等の各調査業務を行い、設計図書等を作成する。

② 本施設の工事監理業務

事業者は、設計図書等に基づき工事監理を行う。

③ 本施設の建設業務

事業者は、作成した設計図書等に従い、本施設を造成及び建設する。事業者は本施設の完成後、所有権を村に移転する。

④ 一連の付随する業務

事業者は、電気、電話、インターネット、ガス、上下水道等に関する協議、近隣住民への説明、各種認可の取得等を行う。

8 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

9 事業スケジュール（予定）

募集要項等の公表	令和8年1月
優先交渉権者の決定	令和8年4月末
基本協定の締結	令和8年5月末
事業契約の締結	令和8年5月末
引渡し日	令和9年3月

10 事業者の収入

村は、本事業において、事業者が提供する本業務へのサービスに対し、対価を支払う。対価の支払方法等の詳細については、募集要項等で示すものとする。

11 事業期間終了時の措置

事業期間終了後、事業者は要求水準書に示す良好の状態で村へ引き継ぐものとする。

村は、事業期間終了時において、施設の性能が要求水準書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行い、確認の結果、事業契約書等において定められた水準を満たしていない場合には、村は事業者に補修を求めるものとする。

12 事業に必要とされる根拠法令等

建築基準法、都市計画法、消防法他、本事業に関するすべての法令等を遵守すること。詳細は募集要項等で示すものとする。

13 実施方針に関する説明会等

(1) 実施方針公表後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程（予定）
実施方針に関する意見及び質疑	令和8年1月13日
実施方針に関する意見及び質疑への回答	令和8年1月16日
実施方針に関する官民対話	令和8年1月20日

(2) 意見及び質疑の受付

本実施方針に対する意見・質疑がある場合には、別紙の様式に記入し、令和8年1月13日までに電子メール（添付ファイル）により送るものとし、電子メール以外での受付は行わない。

電子メールを送信する際の件名は「【第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業に関する質疑】〇〇〇（参加者名）」とすること。
■E-mail soumu@vill.hiezu.lg.jp

① 質疑の回答について

質疑に対する回答は、令和8年1月16日までに、本事業の実施上必要と認められるものについてのみ、ホームページで回答する。なお、質疑を提出した者の名は公表しない。意見等と解されるものには回答しないものとする。

② 知的財産権に対する取扱い

参加者からの意見等にあるアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の実施の目的以外に使用しないものとする。また提出した事業者名についても公表しない。

（3）官民対話の開催

村は、令和8年1月20日に本実施方針の官民対話を開催する。官民対話に参加する事業者は、別紙様式に記入し、令和8年1月16日までに電子メール（添付ファイル）により送るものとし、電子メール以外での受付は行わない。

電子メールを送信する際の件名は「【第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業実施方針官民対話参加申込】〇〇〇（参加者名）」とすること。

■E-mail soumu@vill.hiezu.lg.jp

① 官民対話の回答について

官民対話の結果、本事業の実施上必要と認められるものについてのみ、ホームページで結果を公表する。なお、官民対話に参加者名は公表しない。

② 知的財産権に対する取扱い

参加者からの意見等にあるアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の実施の目的以外に使用しないものとする。参加した事業者名についても公表しない。

14 実施方針の変更

実施方針公表後に実施する民間事業者から出された意見と質疑及び官民対話に参加した民間事業者から出された意見等を参考に、村で検討のうえ、事業者の選定までに実施方針の内容を見直し・変更があることがある。変更を行った場合は、速やかにその内容を村のホームページ等で公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

事業者の選定に当たっては、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、「公募型プロポーザル方式」とする。

応募者の中から最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定する。

2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定は次のスケジュールを予定している。なお、詳細は募集要項等で示すものとする。

内容	日程（予定）
募集要項等の公表	令和8年1月
募集要項等に関する説明会	令和8年1月
募集要項等に関する意見及び質疑	令和8年1月
募集要項等に関する競争的対話	令和8年1月
参加表明書の提出	令和8年2月
提案書の提出	令和8年4月
優先交渉権者の決定	令和8年4月末
基本協定書の締結	令和8年5月末

(1) 募集要項等の公表

村は、実施方針に対する意見及び質疑、官民対話を踏まえた上で、本事業の募集要項等を公表する。

(2) 参加表明、資格確認申請の受付、資格確認通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求ることとし、資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細については、募集要項等で示すものとする。

(3) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細については、募集要項等で示すものとする。

(4) 優先交渉権者の選定

審査により優先交渉権者を選定し、選定の結果はホームページで公表する。

(5) 基本協定の締結

村は、事業者との事業契約締結に先立って事業に係る基本協定を優先交渉権者と締結する。

(6) 事業者との契約締結

事業者を決定した場合はホームページで公表し、事業契約を締結する。

3 応募者の参加要件

応募者は、本事業で整備する日吉津村海浜運動公園芝生広場（以下「本施設」という。）の設計業務を担当する者（以下「設計事業者」という。）、本施設の工事監理業務を担当する者（以下「工事監理事業者」という。）、本施設の建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）、等で構成されるものとする。

1	応募者は、民間事業者又は代表事業者及び構成事業者で構成される共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）とし、設計事業者・工事監理事業者・建設事業者等、参加資格確認申請書の提出時に決定しているすべての事業者を明らかにすること。 ※代表事業者とは、以下に示す構成事業者から選出されたコンソーシアムを代表して本事業を統括する法人・個人をいい、本事業の実施に対応できる適切な事業規模及び体制を有し、主たる責任者として確実に対応できる能力を有すること。 ※構成事業者とは、コンソーシアムに参画する事業者であり、直接各業務を担う法人・個人をいう。 ※協力事業者とは、コンソーシアムに参画せず、代表事業者または構成事業者との間で別途契約をして、本事業の円滑な遂行に必要な特定の業務、役務又は技術を提供する者をいう。
2	構成事業者から代表事業者を選定し、代表事業者は、応募に関する手続の窓口を担うこと。
3	本業務の一部を、第三者に委託することを可能とするが、その場合、提案書にその旨と再委託先の事業者名を協力事業者として明示すること。
4	各業務を複数事業者で実施する場合は、各業務を総括する事業者を決めること。
5	参加表明書により参加の意思を表明したコンソーシアムの代表事業者の変更は認められない。
6	参加表明書により参加の意思を表明したコンソーシアムの構成事業者の変更は原則として認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表事業者は村と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに村が承諾した場合に限り、代表事業者を除く構成事業者の変更及び追加を行うことができるものとする。
7	構成事業者は、他のコンソーシアムの構成事業者としての重複参加は認められない。

4 応募者の資格要件

事業者についての資格要件は定めないものとする。

5 応募者の制限

以下に該当する者は、応募できないものとする。

1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
2	会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）。
3	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）。
4	日吉津村建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止の期間中である者。
5	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
6	役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役等、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。 ① 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認

	められる者
②	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
③	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
④	直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
⑤	暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
⑥	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
⑦	禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
⑧	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者。
⑨	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当する者。
7	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
8	建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
9	直前2年間の法人税、消費税又は法人住民税を滞納している者。
10	村が本事業のために設置する日吉津村海浜運動公園再整備事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）又はこれらの者が属する事業者と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
11	本事業について事業化支援業務を受託した次の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。 ■株式会社ローカルファースト研究所 ■森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

6 参加資格基準日

資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。なお、事業契約の締結までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合等の対応については、募集要項等で示すものとする。

7 提案審査及び選定に関する事項

（1）審査体制

応募者の提案の審査は、外部有識者及び村職員により構成される選定委員会を設置し、次の審査方法及び審査基準に基づいて審査を行い、優先交渉権者を選定し村が決定する。優先交渉権者と基本協定を締結した後、事業者とする。なお、選定委員会の構成員については募集要項等で示すものとする。

（2）性能点及び価格点の配分

配分は、性能の高い提案を実現するため、性能点を重視する予定である。

（3）審査方法

選定委員会は、応募者により提出された、提案資料、価格及びヒアリングにより審査を行う。審査方法の詳細については、募集要項等で示すものとする。

(4) 審査基準

性能点及び価格点での総合評価とする。なお、審査における配点や項目等に関する詳細な事項は、募集要項等で示すものとする。

① 性能点

性能点は、「事業計画・体制」、「設計・建設」等に区分し、事業目的達成のために、各項目のバランスの取れた提案を誘導できるような配点とする予定である。

なお、本施設整備後の施設の利用のされ方（利用区分ごとの利用の仕方、多世代交流等の事業目的達成のための具体的な手法等）、設置する遊具等のメンテナンス（コストやメンテナンスの手法・期間など）の提案について重視する予定である。

② 価格点

価格は、内訳ごとの金額を明記した上で、村の財政負担見込みの総額の上限額を超えない範囲で提案することとする。審査において価格は総額で評価する予定である。

(5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、いずれの応募者の事業提案によっても適切な事業遂行が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、事業者の選定をしない場合がある。その場合には速やかにホームページにて公表する。

(6) 審査結果の公表

審査結果は応募者へ個別に通知する外、ホームページ等を用いて公表する。

(7) 提出された書類等の扱い等

提出された書類等は返却しない。また、提出された書類等は事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとする。提出された書類等は、日吉津村情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示されることがある。

提出された書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することで生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、村が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、村が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

村と事業者のリスクと責任分担は次のとおりになることとし、実施方針に関する意見、質問、提案等の結果を踏まえ、必要な事項については募集要項等で示すものとする。

なお、具体的な責任範囲は募集要項等で示すものとし、契約で規定する。

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う。

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

(1) 共通事項

リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
		村	事業者
募集要項等	条件や仕様等に関して村が提供する資料等に大な誤りがあった場合	○	
	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
	事業者が実施した測量、調査の結果、既存の構造等に当初想定できなかった欠陥が発見された場合	○	
	要求水準の不適合が発見された場合		○
契約	契約が締結できない場合または契約手続きに時間がかかる場合は、契約の当事者双方がそれぞれ分担する	○	○
制度関連	本事業に直接関係する根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合等については、基本的に村が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする	○	△
	本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
税制変更	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	法人税に関する変更		○
	消費税、法人税以外で本事業に直接関係する新税の成立や税率の変更	○	
許認可等	村が取得するべき許認可の遅延	○	
	業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延		○
政策変更	政策変更(事業の取りやめ、複合化、その他)等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は村が負担するものとする。ただし、事業契約締結前に議会で承認が得られない等の理由で事業が取りやめになった場合は、村と応募者または優先交渉権者は、それぞれ、それまでに発生した費用を負担するものとする	○	△

社会	住民対応	本事業の方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		事業者が行う調査、整備に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などの対応		○
環境	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気、有害物質の排出など)に関する対応			○
	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合			○
	村の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○		
不可抗力	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、本業務の変更によるもの 不可抗力事由により、村に追加費用その他損害が発生した場合、村は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し村または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては村の負担とする。より詳細な負担方法については、募集要項等によって示し契約で規定する		○	△
物価変動等	事業期間を通じての物価変動。より詳細な負担方法については、募集要項等によって示すものとする	○		△
	事業期間を通じての人件費の変動。より詳細な負担方法については、募集要項等によって示すものとする	○		△
事業中止・延期	事業者の事業放棄・破綻による事業の中止・延期			○
	村の事業放棄または村の責めによる事業の中止・延期	○		
計画変更	事業者の指示・判断・設計等の不備による計画変更			○
	募集要項等に無い、村の要望による計画変更	○		
	村の責めにより、事業の継続が困難となった場合に、事業者が提案する計画変更	○		
応募に関するコスト	本事業への応募に関するコスト			○
資金調達	必要な資金の確保	○		
	予定している交付金や補助金等が獲得できない場合	○		
支払	村の責めによる支払いの遅延・不能の場合	○		
	事業者の責めによる整備不良、遅延等により支払いを留保する場合			○
契約不適合	契約不適合が確認された場合			○

(2) 設計・建設段階

リスク項目		リスクの内容	リスク分担	
			村	事業者
計画	設計	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
施工	建設費増加	事業者の責めに帰すべき事由による建設費の増加		○
		村の責めに帰すべき事由による建設費の増加	○	
工事遅延	工事遅延	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合		○
		村の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	

	合		
施設損傷	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求水準未達	工事完了後、村の検査で要求水準に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○
技術進歩	計画・施工段階における技術進歩に伴い、村の判断により設計施工内容に変更が必要となる場合	○	

(3) 維持管理運営段階

リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
		村	事業者
設備・システムの不具合	設備・システム等が事業者の提案する更新期間内にも関わらず所定の性能を達成しない場合または所定の性能を達成しなくなった場合		○

3 業務の分担

本事業における業務分担の考え方は、以下のとおりとする。

●：主たる業務実施者

○：従たる業務の実施者

業務	業務内容	業務詳細	備考	業務分担	
				村	事業者
設計業務	調査業務	地質調査			●
		ボーリング調査			●
		土壤汚染調査			●
		既存建築物調査			●
		測量調査			●
		周辺家屋等影響調査・対策	調査及び対策の検討・実施		●
		電波障害等調査・対策	調査及び対策の検討・実施		●
工事監理業務	設計業務	施設整備に係る基本設計			●
		施設整備に係る実施設計			●
	申請等業務	建築確認申請及び関連申請等			●
	その他業務	その他関連業務		○	●
建設業務	工事監理業務	工事監理			●
		完了検査の申請手続き等			●
建設業務	造成業務	造成			●
	建設業務	建設工事			●
		その他工事			●
		工事に伴う各種申請等			●
		完工検査			●
		完工確認		●	
		建物への保険付与			●
		設備備品等の選定	遊具を含む		●
		設備備品等の設置	遊具を含む		●

引渡し業務	事後調査	完工後の事後調査		●
	引渡し	引渡しに関する書類の作成等		●
	測量	建設後の敷地の測量		●
	登記	建設後の登記		●
測量、登記業務	測量	建設後の敷地の測量		●
	登記	必要な場合、建設後の登記		●
その他業務	その他関連業務		○	●

4 提供されるべきサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として募集要項等と併せて示すものとする。

5 事業の実施状況の監視

村は、事業者が、定められた業務を定められた期間又は時間内に確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。なお、事業者は、事業者の実施業務に関して、セルフモニタリングを実施し、適宜報告する。村は事業者のセルフモニタリングの報告によって事業の実施状況の監視を行う。なお、詳細は募集要項等で示すものとし、契約で規定する。

(1) モニタリングの費用の負担

モニタリングの実施のために村に発生する費用は村の負担とする。その他の費用は、事業者の負担とする。

(2) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合、村は事業者に対して支払額を減額する。減額の考え方については、募集要項等で示すものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

事業用地	住所	鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津
	土地所有者	日吉津村
	前面道路	村道温泉線、村道公園線
	地籍	日吉津村大字今吉 32 番地 1、32 番地 2、32 番地 3、32 番地 4、32 番地 5、33 番地 2、33 番地 3、34 番 1、34 番地 2、98 番地 1、98 番地 2、101 番地 4、101 番地 5、101 番地 6、101 番 7、
	面積	総面積 10,469 m ²
	用途地域	なし
	接道義務	なし
	容積率	–
	建蔽率	–

2 日吉津村海浜運動公園の現況と整備範囲





■2期目（令和8年度）

「日吉津村こども交流拠点（仮称）」

※対象となるエリア

芝生広場

■1期目（令和7年度）（参考）

「日吉津村スポーツ・アウトドアアクティビティ観光」

※対象となるエリア

テニスコート、ゲートボール場、キャンプ場、管理棟、多目的広場

（1）整備範囲



整備範囲は [red box] で囲んだエリアとする。なお、エリア内の [yellow box] で囲んだ範囲は追加取得及び村有地であり、こちらも整備範囲に含める。

(2) 現況

日吉津村海浜運動公園現況	
①名称	日吉津村海浜運動公園
②位置	日吉津村大字日吉津 1864-1
③種別	都市公園
④計画面積	7.70ha
⑤施設面積	4.61ha
⑥施設概要 ※本事業の対象地	芝生広場 6,200 m ² 村有地 1,925 m ²

再整備事業 2期目 新旧比較表				
旧施設名	新施設	面積（案）	整備内容	
芝生広場 6,200 m ²	屋根付き広場（人工芝、遊具設置）	800 m ²	新築	
	芝生広場（遊具、外周に回遊散歩道を設置）	5,225 m ²	現状	
	休憩所兼展望台	100 m ²	新築	
村有地 1,925 m ²	ドッグラン	400 m ²	新築	
	トイレ	100 m ²	新築	
	駐車場兼キッチンカースペース	1,500 m ²	新築	

3 土地の取得等に関する事項

事業地は村有地又は村有地となる予定であり、建設に必要な範囲を事業者は無償で使用することができる。

4 本施設の概要

次に示す本施設の建築計画に基づき、本施設を整備する。

なお、建築計画は現時点での案であり、募集要項等で変更される場合がある。詳細については募集要項等で示すものとする。

(1) 共通

① 樹木の伐採について

保安林に指定されているため、松は原則伐採しない。ただし、募集要項等において村で伐採する樹木を指定する場合がある。

② 芝生の整備について

芝生は原則として現在のものを使用するが、新築部分や建設において荒れてしまった部分については、再整備するものとする。

③ 維持管理運営について

本施設における専属の管理人等は配置しない。

④ 造成工事について

新規取得する土地に関しては、造成工事を実施する。

⑤ イベント活用に係る環境整備について

マルシェ等のイベントの際にも活用しやすい環境を整備する。

(2) 屋根付き広場

- ・天候に左右されず利用できる全天候型広場
- ・屋根の中や外に遊具を配置し、子どもの遊び場を確保
- ・人の交流と遊びを生み出す広場のシンボル
- ・屋根付き広場は集中型又は分散型のいずれも可能（ただし、村が示した面積を超えること）

(3) 芝生広場

- ・現在の芝生広場を活用した子どもたちが自由に遊べる広場
- ・多世代交流、未就学児、低学年、高学年、それぞれの遊び方が可能な遊具を適宜配置
- ・事業地の外周を一周できる散歩道
- ・健康の増進と四季折々の景観を楽しむルート

(4) 休憩所兼展望台

- ・公園利用者の休憩スペースと展望機能を兼ね備えた建物
- ・屋上に伯耆富士大山を展望できるスペース
- ・自販機の設置、休憩ベンチの配置

(5) ドッグラン

- ・愛犬家が集えるエリア
- ・ペットを介した交流の促進

(6) トイレ

- ・広場利用者の利便性と、衛生面に配慮した快適なトイレ
- ・子育て世帯の利用者を想定

(7) 駐車場・キッチンカースペース

- ・海浜運動公園全体の駐車場の拡充
- ・キッチンカースペースを設け、海浜運動公園利用者への営業が可能な区画を整備

第5 事業計画又は協定解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約について疑義が生じた場合、村と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業に関する紛争については、鳥取地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を実施する。なお、村が考える措置の詳細については、募集要項等で示すものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが要求水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、村は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがある。事業者が当該期間内に修復をすることができなかった場合、村は事業契約を解除することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、村は事業契約を解除することができる。

村が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、村は事業者に対して違約金及び損害賠償の請求等を行う。

(2) 村の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

村の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、村は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償することができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、村又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、村と事業者は、事業契約の定めるところに従い、事業継続の可否等について協議を行う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

村は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

なお、事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、村と事業者で協議する。

2 財政上の支援に関する事項

村は、国からの第2世代交付金の交付を受けることを想定しているが、別途定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、村が行う交付金に係る手続等に対して図面や事業費、面積等の必要な情報の提供等を行う。

3 その他の支援に関する事項

村は、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、村と事業者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に必要な事項

1 応募提案に伴う費用

応募に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

2 資料の配布

実施方針に関する資料はホームページ内でのみ公表する。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

本事業に係るホームページ (https://www.hiezu.jp/list/sougouseisaku/g134/x204/y122/v667/)

4 連絡先

実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりである。

担当部署	総務課 担当：長谷
住所	〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15
電話	0859-27-5954
FAX	0859-27-0903
E-mail	soumu@vill.hiezu.lg.jp

第9 用語等

No.	用語	意義
1	村	日吉津村
2	本事業	第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業
3	事業者	本事業において村と事業契約を締結した者
4	民間事業者	株式会社、社団法人、財団法人、NPO法人、個人事業主等の官を除く事業主体
5	応募者	本事業に応募するコンソーシアム等
6	コンソーシアム	複数の民間事業者により結成された人格の無い企業体
7	参加者	コンソーシアム等に参画する、本施設を整備し、事業地の活用ができる企画力、技術力及び経営能力を有する民間事業者
8	代表事業者	参加者のうち、コンソーシアム等を代表する民間事業者。なお、本事業の実施に対応できる適切な事業規模及び体制を有し、主たる責任者として確実に対応できる能力を有すること。
9	構成事業者	参加者のうち代表事業者を除く民間事業者
10	協力事業者	コンソーシアム等に参画せず、コンソーシアム等から直接、業務を受託又は請け負う者
11	優先交渉権者	公募型プロポーザルへ応募した者の提案から選定委員会が選定し、村が決定した、基本協定を締結するための優先交渉権を有する者
12	公募型プロポーザル	民間事業者の参加を公示により広く募集し、提案書などの審査により優先交渉権者を選定する方式
13	PPP	官民連携 (Public-Private-Partnership)
14	実施方針	本事業における民間事業者の選定等に関する村の方針
15	募集要項	公募型プロポーザル方式で行う事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法等を記載する書類。民間事業者が提案書を作成する基になる
16	要求水準書	事業者に対して求める条件や内容を明記した書類
17	審査基準	審査の方法や項目、点数の配分等を記載する書類
18	様式集	応募に関する書類や、提案書の書式を示す書類
19	基本協定（書）	事業者の選定に関して、応募者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、優先交渉権者の義務について必要な事項を定める村と応募者の構成事業者との間で結ばれる契約。コンソーシアムの構成事業者の準備行為に関する取扱い等を規定する基本協定書を交わす
20	事業契約（書）	村が事業者に事業権を付与する契約（事業契約）のこと。事業契約の主な内容は、事業内容、事業権付与期間、事業者への支払に関する規定、事業破綻時の対応、契約終了時の規定、介入権等が挙げられる事業契約書を交わす
21	募集要項等	公募時に公表された、上記16～19までの書類と20～21の契約書案の総称
22	本施設	本事業において整備する、日吉津村海浜運動公園と日吉津村海浜運動公園に付随する管理棟等の施設及び日吉津村海浜運動公園内に新設する施設についての総称
23	DB	Design-Build。PPP手法による事業方式の1つ。村が資金調達を負担し、設計・建設を一括で民間に委託する方式
24	サービス対価	村が、事業者の実施するサービスの提供に対して支払う対価

25	官民対話	村が民間事業者と直接対話をして、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うこと
26	選定委員会	本事業者の学識経験者等の委員により構成される事業者選定委員会。審査方法及び審査基準に基づいて審査を行い、優先交渉権者を選定する
27	モニタリング	村が事業者により提供されるサービスの水準を監視（測定・評価）する行為。事業者によるサービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段。